

令和5年度「埼玉県学校安全総合支援事業」（学校安全推進体制の構築）委託要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、継続的で発展的な学校安全に係る取組の普及、学校安全に関する有識者等の専門的知見の活用、これらをもって学校における安全教育・安全管理の充実と学校安全推進体制の構築を図ることを目的とし、狭山市、深谷市、吉川市に「埼玉県学校安全総合支援事業」（以下「事業」という。）を委託するため、必要な事項を定めるものである。

（委託の条件）

第2条 市町村は、学校安全総合支援事業委託要項及び、この要綱に基づき、事業を実施すること。

（委託期間）

第3条 この事業の委託期間は、契約締結日から令和6年1月31日までとする。

（委託経費）

第4条 この事業の経費は、予算の範囲内で事業に要する経費（設備備品費、賃金、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費）を委託費として支出する。

2 市町村は、委託経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出を証する書類を整理しておくものとする。

（委託契約）

第5条 市町村は、埼玉県に提出した事業計画書に従い事業を実施する。

2 知事は、前項の事業計画書に基づき、委託契約を締結する。委託契約書の書式は、様式第1とし、委託変更契約書の書式は、様式第2のとおりとする。

（契約締結後の内容変更）

第6条 契約締結後、事業の全部若しくは一部を中止し、又は内容を変更する場合は、事業計画変更承認申請書、委託事業廃止等承認申請書を知事に提出するものとし、委託変更契約書の取り交わしを以ってその承認とする。ただし、委託の目的又は条件を損なわない程度の軽易な変更については、この限りではない。

（状況報告）

第7条 知事は、事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実践報告）

第8条 市は、事業が終了したときは委託事業完了報告書、委託経費に関する出納を

明らかにした帳簿及び支出を証する書類の写しを契約書第9条に定める期日までに提出しなければならない。

(委託費の支払い)

第9条 市の委託費の支払いの請求は、「請求書(精算払)」によるものとする。

(書類の整理)

第10条 市は、委託事業に関わる収入および支出の証明書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保存しておくものとする。

附 則

この要綱は、文部科学省との委託締結日から適用する。